

別紙様式1 (別紙)

平成21年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	上下水道局 契約出納課
包括外部監査人の指摘事項	(指摘事項) 富山市上下水道局会計規程第126条は、除却時に管理者の決裁を求めていたが、平成20年度に除却した全件について管理者の事前承認がなく、事後的に管理者の承認を受けていた。
措置状況	管の布設替えや機器更新等の工事に伴う除却については、入札の公告や指名通知を行う前に富山市上下水道局請負工事等入札参加者資格審査委員会・選定委員会において、管理者に工事内容や除却資産の概要を説明するとともに、会計規程第126条第2項の規定により、業者との契約締結前に、支出負担行為決定書を回議することで、あらかじめ除却の決裁を受けている。 また、固定資産の買い替え等による除却については、令和3年度より、執行伺に固定資産番号や取得価額等を記載した「固定資産内訳表」を添付することで、会計規程に基づく適切な事務手続となるよう改善した。 これらの事務に加えて、年度末には、除却した全ての資産を「管理行為」として管理者に報告している。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。